

平成 31 年度標準保険料率の公表について

国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）第 8 2 条の 3 第 1 項の規定により、平成 31 年度の「都道府県標準保険料率」及び「市町村標準保険料率」を算定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき、公表します。

1 都道府県標準保険料率

算定方式：二方式（所得割、均等割）

都道府県名	都道府県標準保険料率					
	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割 %	均等割 円	所得割 %	均等割 円	所得割 %	均等割 円
富山県	6.43	37,172	2.53	14,465	2.44	18,136

2 市町村標準保険料率

算定方式：三方式（所得割、均等割、平等割）

市町村名	市町村標準保険料率								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
富山市	6.17	24,958	17,414	2.55	10,304	7,190	2.46	12,784	5,981
高岡市	6.79	27,451	19,154	2.48	10,013	6,986	2.60	13,518	6,325
魚津市	7.30	29,546	20,616	2.50	10,103	7,050	2.39	12,422	5,812
氷見市	6.38	25,824	18,019	2.56	10,346	7,219	2.41	12,540	5,867
滑川市	6.52	26,384	18,410	2.43	9,811	6,846	2.38	12,398	5,801
黒部市	6.32	25,563	17,836	2.53	10,213	7,126	2.44	12,725	5,953
砺波市	5.64	22,801	15,909	2.49	10,028	6,997	2.41	12,518	5,857
小矢部市	6.65	26,882	18,757	2.10	8,461	5,904	2.31	11,997	5,613
舟橋村	5.09	20,593	14,368	2.32	9,362	6,532	2.18	11,333	5,303
上市町	6.52	26,394	18,417	2.54	10,243	7,147	2.33	12,122	5,671
立山町	6.18	25,006	17,448	2.49	10,060	7,019	2.43	12,638	5,913
入善町	6.62	26,777	18,683	2.48	10,011	6,985	2.31	12,030	5,628
朝日町	6.71	27,140	18,937	2.53	10,210	7,124	2.25	11,685	5,467
南砺市	6.73	27,226	18,997	2.51	10,122	7,062	2.34	12,155	5,687
射水市	6.67	26,975	18,822	2.53	10,202	7,119	2.34	12,188	5,702

3 市町村の保険料（税）

各市町村の保険料（税）は、前項の市町村標準保険料率を参考に、市町村ごとの国民健康保険加入者の所得、人数の変動等の将来推計を見極めた上で、年度間の平準化も考慮しながら、各市町村で検討・決定されます。